

(訟ろ-15-A)

平成30年11月15日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

東京高等裁判所事務局長 吉崎佳弥

判決及び決定写しの原審への参考送付について（事務連絡）

判決の写しを原審の所属長宛てに参考送付することについては、平成29年4月11日付け当職事務連絡「判決写しの原審への参考送付について」でお知らせしたとおりですが、今後、決定についても対象とすることとなりました。

については、12月1日以降に終局した事件の下記の判決及び決定写しについて、毎月1箇月分を取りまとめて翌月に送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 民事事件

- (1) 控訴事件で原判決を取り消した判決
- (2) 控訴棄却した判決で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの
- (3) 上告事件で法令違背又は事実誤認の理由により原判決を破棄した判決
- (4) 抗告事件（家事抗告事件も含む。）の決定で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの

2 刑事事件

- (1) 控訴事件で刑事訴訟法第397条1項により原判決を破棄した判決
- (2) 抗告事件で原決定を取り消した決定